

特別養子縁組制度

さまざまな事情により、生みの親の元を離れざるを得ない子どもたちがいます。

「特別養子縁組制度」とは、親を必要とする子どもと、子どもを望む夫婦との間で、法的な親子関係を結ぶ制度です。

法改正でより身近に

2020年4月より、養子となる子どもの年齢の上限が「原則6歳未満」から「原則15歳未満」に引き上げられました。
また、特別養子縁組の成立の手続きが二段階に分かれるなど、養親となる方の負担が減りました。

特別養子縁組制度・普通養子縁組制度の違い

	養子縁組制度		里親制度(参考)
	特別養子縁組	普通養子縁組	
戸籍の表記	長男(長女)	養子(養女)	—
子どもの年齢	原則として15歳未満	制限なし (ただし、育ての親より年下であること)	原則として18歳まで (必要場合は20歳まで)
迎え入れる親の年齢	原則として25歳以上の夫婦 (ただし、一方が25歳以上であれば、一方は20歳以上でも良い)	20歳以上	制限なし
関係の成立	家庭裁判所が決定	育ての親と子どもの親権者の同意 (15歳以上は自分の意志で縁組ができる)	児童相談所からの委託
離縁	原則として認められない(※1)	認められる(※2)	—

※1 養子の利益のため特に必要があるときに養子、実親、検察官の請求による ※2 原則、養親及び養子の同意による

特別養子縁組の相談窓口

養子縁組あっせん事業者の一覧はこちら→
ホームページへのリンクもあります



公的機関である「児童相談所」の他に、法律に定める許可を受けた民間のあっせん事業者があります。

全国の養子縁組あっせん事業者一覧 令和7年4月1日現在

事業所所在地自治体名	事業者名	電話
北海道	医療法人社団弘和会 産科婦人科病院	0166-22-6125
茨城県	特定非営利活動法人 NPO Babyぽけっと	0120-585-931
埼玉県	医療法人きずな会 さめじまボンディングクリニック	048-526-1103
千葉県	特定非営利活動法人 ベビーブリッジ	047-405-2333
東京都	認定特定非営利活動法人 環の会	03-3951-7270
	一般社団法人 アクロスジャパン	080-3810-3838
	社会福祉法人 日本国際社会事業団	03-5840-5711
	特定非営利活動法人 フローレンス	※
	一般社団法人 ベアホープ	042-420-6625
和歌山県	特定非営利活動法人 ミダス&ストークサポート	0736-36-5500
山口県	医療法人社団諍友会 田中病院	0834-32-2000
沖縄県	一般社団法人 おきなわ子ども未来ネットワーク	098-989-7301
札幌市	医療法人明日葉会 札幌マタニティ・ウイメンズホスピタル	011-804-7077
千葉市	社会福祉法人 生活クラブ 生活クラブ風の村ベビースマイル	043-306-2001
大阪市	公益社団法人 家庭養護促進協会 大阪事務所	06-6762-5239
	一般社団法人 まもりごと(特別養子縁組事業 にじのはじまり)	080-9474-5073
神戸市	公益社団法人 家庭養護促進協会 神戸事務所	078-341-5046
岡山市	一般社団法人 岡山県ベビー救済協会	086-250-2382
広島市	医療法人 河野産婦人科クリニック	082-242-1505
熊本市	医療法人聖粒会 慈恵病院	096-355-6131
	社会医療法人愛育会 福田病院 特別養子縁組部門	096-322-2995
奈良市	特定非営利活動法人 みざわ	0743-85-5622

※二次元コードの事業者一覧にリンクのあるホームページからお問い合わせすることができます

特別養子縁組で子どもを迎えた人、迎え入れられた人の声が載っています。

特別養子縁組制度についてもっと知りたい

▶特別養子縁組制度ウェブサイト <https://tokubetsuyoshiengumi.jp/> (左記の二次元コードからもアクセスできます)

特別養子縁組制度に興味がある

▶児童相談所相談専用ダイヤル 0120-189-783

全国児童相談所一覧

養子縁組民間あっせん事業者一覧

